

平成28年度事業計画

地域包括ケアシステムの構築において訪問看護への期待は大きく、訪問看護は地域を視野に入れて、量から質へ、点から面への新たな局面に入っています。

平成27年度に「在宅ケアセンターひなたぼっこ」が本財団立事業所の一つとなり、合わせて4事業所で、各事業所の特徴を踏まえて、公益目的事業の拡大を一層図ります。

一方、訪問看護認定看護師教育課程は、研修者の極度の減少等のため平成27年度に認定教育課程のあり方について検討した結果、平成28年度も休校とし、関係者への相談等対応を引き続き行います。

訪問看護をめぐる動向と現場ニーズを踏まえて、訪問看護等在宅ケアの普及を図るために、平成28年度事業計画の重点事項を以下のとおりとします。

なお、平成28年度事業計画は、本財団の定款第4条（事業）に沿って立案します。

平成28年度事業の重点事項

1. 訪問看護の質の向上

- 訪問看護人材育成に係る教育カリキュラムを見直す。
- 訪問看護認定看護師の確保、質の向上に関して検討する。
- 人材育成、体験学習や相談支援等において本財団立訪問看護ステーション及び事務局がそれぞれの役割を果たす。

2. 訪問看護等在宅ケアの運営を通じた政策提言

- 訪問看護、居宅介護支援並びに療養通所介護や児童発達支援事業等の運営を通して、制度改正・報酬改定等に向け積極的に情報発信及び政策提言を行う。
- 訪問看護の成果について検討し、訪問看護の見える化と情報発信を行う。
- 東日本被災地支援活動の評価を行い、災害時の健康支援活動の配慮点等の情報を発信する。

3. 重度障害児者の地域生活支援の充実

- 児童発達支援事業等や重度障害児者の地域生活支援ネットワークづくりを通して、地域における障がい福祉の充実を図る。
- 医療と福祉の両面から支援できるコーディネーターの確保をめざす。

4. 多職種連携の促進

- 訪問看護の見える化をテーマに「訪問看護サミット2016」を開催する。
- 看護・介護のよりよいケアミックスを実現するための研修会等に取り組む。
- 在宅ケアに関わる多職種間の相互理解を深め、地域包括ケアの推進に寄与する。

5. 東日本大震災被災地の復興支援

- 応急仮設住宅住民とともに介護予防や疾病の悪化防止、健康の維持・改善を目指した活動を行うとともに情報を発信する。

平成28年度事業計画

◎は平成28年度新規事業、※は補足説明等

事業項目	備考
1. 訪問看護等在宅ケアの質向上に関する教育等事業	
1) 認定看護師教育に関する事業	※認定課程を休校とし、関係機関に対応策（共催等）を相談・検討する ※認定看護師の質向上を図る（技術力、経営力、コーディネート力、相談・指導力の向上）
2) 訪問看護等在宅ケアに関する研修事業 (1) 訪問看護 e ラーニング ●平成28年度改訂版の配信・運営・受講者支援 ●平成29年度配信のためのコンテンツ改訂・作成	※配信期間：平成28年4月20日～平成29年5月中旬 ※都道府県看護協会が開催する「訪問看護師養成講習会」への e ラーニング導入を推進する
(2) 集合研修（集中セミナー含む） ●制度、組織管理関連研修 ①制度・報酬セミナー ②訪問看護基礎講座（2日間） ③訪問看護経営管理セミナー ④個人情報保護・セキュリティセミナー ⑤看護職起業家交流セミナー～地域包括ケアと経営戦略～ ●実践力強化のための技術習得研修 ⑥喀痰吸引・経管栄養セミナー・実地指導者養成 ⑦質の高い在宅看取りケア実践のための ELNEC-J 2016（2日間） ⑧在宅褥瘡管理セミナー ◎⑨小児訪問看護の実践力向上と普及のための研修 ⑩精神障がい者の在宅看護セミナー ●多職種連携関連研修 ◎⑪重症児ケアにおける医療・福祉の連携 ◎⑫重症心身障害児等コーディネーター育成研修 ⑬在宅ケアの倫理～多職種と共に学ぶ～ ●専門領域の基盤整備 ⑭認定看護師のためのフォローアップセミナー ・OJTで学ぶ・新人からリーダーまで ・地域包括ケアにおける認知症ケアと認定看護師の役割 ⑮療養通所介護（多機能型事業等）交流セミナー (3) 第3号研修機関による研修（介護職員喀痰吸引等）	※①東京、大阪 ※②東京、大阪：訪問看護教材用DVD活用の基礎講座 ※③東京（2回） ※④東京（集中セミナー）、松山 ※⑤東京（集中セミナー） ※⑥東京、大阪：訪問看護師を対象にした、介護職実地指導者養成 ※⑦北海道 ※⑧東京：褥瘡管理者対応の6時間研修 ※⑨東京（2回） ※⑩東京（2回）、高知、福岡：精神科訪問看護療養費算定要件を満たす20時間以上研修 ※⑪松山：地域ネットワークづくり研修 ※⑫松山 ※⑬東京（集中セミナー） ※⑭大阪「OJTで学ぶ・新人からリーダーまで」 東京（集中セミナーと同時開講） 「地域包括ケアにおける認知症ケアと認定看護師の役割」 ※⑮北海道北見市にて開催 ※⑨、⑭は公益財団法人日本財団助成 ※④、⑤、⑬、⑭は集中セミナー（訪問看護サミット2016）の前日開講） ※在宅ケアセンターひなたぼっこを事務局とし④、⑩、⑪、⑫、⑮を実施 ※(3) ひなたぼっこが第3号研修登録機関として介護職員対象に研修を実施

2. 訪問看護等在宅ケアの運営支援に関する事業	
1) 電話等による相談事業 毎週月・水・金 (9時～16時)	※訪問看護師等からの無料相談 ※一般市民からの相談にも対応
2) アドバイザー派遣・コンサルテーション事業 (1) アドバイザー派遣事業 (2) 顧客満足度調査事業 (3) 訪問看護ステーション開設相談 (4) 療養通所介護コンサルテーション事業	(1) 公益財団法人日本財団助成 (予定) ※訪問看護認定看護師活用 (2) 調査機関に委託 (3) 無料相談 (4) 療養通所介護ひなたぼっこ対応
3) 講師派遣・紹介、運営委託による訪問看護等在宅ケアの教育支援事業	※財団役職員・訪問看護ステーション管理者、訪問看護認定看護師等を講師として派遣 ※教育内容等を企画し、運営委託による研修会の開催 ※訪問看護認定看護師等を紹介・活用
3. 訪問看護等在宅ケア調査研究並びに事業運営を通じた事業等の開発・制度改善等に関する推進事業	
1) 調査研究に基づく情報提供 (1) 調査研究のテーマ (案) ・ 訪問看護の質の向上を目的とした調査研究 ・ 在宅認知症ケア ・ 訪問看護事業等の適切な経営・運営と普及を目的とした調査研究 (訪問看護の実態調査) ・ 多職種連携に関する調査研究等 (2) 研究倫理委員会の開催	※厚生労働省等の研究費補助金等の申請・活用 ※訪問看護ステーションと看護系大学との協働による研究取り組みの実態調査事業 ※名取市における被災地支援事業5年の評価調査事業 ※訪問看護認定看護師によるアドバイザー派遣事業の成果調査事業
2) 事業の開発、情報提供及び行政への政策提言のための訪問看護ステーションの運営 (1) おもて参道訪問看護ステーション ・ 介護保険法及び健康保険法等に基づく指定訪問看護事業 ・ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業 ・ 地域住民への健康支援活動 ・ 海外からの視察受け入れ (2) 刀根山訪問看護ステーション ・ 介護保険法及び健康保険法に基づく指定訪問看護事業 ・ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業 ・ 居宅介護支援事業と訪問看護ステーションの協働推進 ・ ひとりケアマネジャーのサポート (居宅) (3) あすか山訪問看護ステーション・赤羽支所 ・ 介護保険法及び健康保険法等に基づく指定訪問看護事業 ・ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業 ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援事業 ・ 地域におけるケアネットワークの活動推進 (4) 在宅ケアセンターひなたぼっこ ・ 介護保険法及び健康保険法等に基づく指定訪問看護事業 ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく児童発達支援生活介護・日中一時支援・放課後等デイサービス ・ 重症児ケア等の研修会、介護職員等の実地研修の受け入れ ・ 介護保険法に基づく療養通所介護、コンサルテーション	【全訪問看護ステーション共通】 ※訪問看護等事例検討会の開催 ※訪問看護師の教育支援 ※訪問看護ステーション看護師等、病院看護師等の同行訪問による訪問看護体験受け入れ ※平成28年度報酬改定に関する検証、平成30年同時改定に向けた課題整理 ※訪問看護普及キャンペーン ※訪問看護サミット2016への参画 【各種事業の追加説明】 ※障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援事業とは： ・ 障害者総合支援法に規定する「特定相談支援事業」 ・ 児童福祉法に規定する「障害児相談支援事業」

3) 海外視察等による国際交流事業 (1) 海外視察研修企画・後援 (2) 諸外国からの視察・研修等受け入れ (3) 情報提供・発信	※海外研修 ※海外からの視察者受け入れ（4 訪問看護ステーション協力） ※2020 年のパラリンピック開催に向けた対応策の検討
4) 訪問看護等在宅ケア領域における政策提言 (1) 平成 30 年度診療報酬・介護報酬同時改定に関する要望 (2) 障害児者の地域生活支援に関する政策提言など (3) 被災地支援活動を通じた政策提言など	※調査研究の成果や訪問看護ステーションの運営に基づく政策提言等 ※療養通所介護事業所を活用した児童発達支援事業等に関する要望等 ※名取市の健康支援活動を調査・評価し、支援活動の配慮点等のまとめと情報提供
4. 訪問看護等在宅ケアの調査研究等に対する助成事業	
訪問看護等在宅ケア実践の質向上等の調査研究事業に対する助成と調査結果等の活用 （調査研究事業のテーマ） ・ 訪問看護等在宅ケアの人材育成に関する研究 ・ 訪問看護等在宅ケアの方法に関する研究 ・ 訪問看護等在宅ケアの職種間連携に関する研究 ・ 訪問看護等在宅ケア事業の経営管理に関する研究 ・ その他	※公募、選考委員会開催、報告書作成・配布、発表の場の提供等 ※募集期間：平成 28 年 4 月 1 日～4 月 25 日 ※選考・決定：平成 28 年 6 月 ※施策提言につながる研究に対する助成を優先
5. その他 本財団の目的を達成するために必要な事業	
1) 広報事業 (1) 財団ニュースの発行と配布：11 回発行（8 月除く） (2) 平成 29 年度日本訪問看護財団事業ご案内（「The Home Care 2017」）の発行と活用 (3) ホームページ、ブログ、ファックスサービスの充実 (4) 在宅ケアに関する小冊子等の配布 (5) 訪問看護普及キャンペーン（5 月 12 日の看護の日の週）	(1) 財団ニュース編集会議の開催 (2) 平成 28 年度日本訪問看護財団事業ご案内の活用、29 年度版の作成・配布 (3) 会員サイト・メールマガジンの充実 ホームページのアクセス等改善 行政、市民、マスコミ、各種団体への訪問看護等在宅ケアの PR 訪問看護ステーション、訪問看護認定看護師協議会、療養通所介護のブログ発信 (5) 訪問看護連絡協議会等との協力・支援 ※訪問看護テーマソング「人明かり」の普及・活用 ※グッズ配布、DVD 活用による訪問看護等在宅ケアの PR、ポスター活用による PR

2) 印刷物発行・監修等及び販売事業 (1) 専門図書の改訂・販売、訪問看護教材用ＤＤＤの販売 (2) 研修テキストの作成 (3) 訪問看護ＰＲ用ポスター、小冊子作成、配布 (4) 帳票・記録用紙の印刷・販売等 (5) 本財団設立 20 周年記念誌の配布	(1) 必要な改訂を行い、販促を図る 2016 年版訪問看護関連報酬・請求ガイド、訪問看護ＯＪＴ、新版訪問看護ステーション開設運営評価マニュアル、お悩み相談室、DVD「命と生活を看護する訪問看護」等 ※研修会会場で販促 ※訪問看護ステーションの開設支援 ※平成 28 年度診療報酬改定に対応した改訂 ※訪問看護師の人材育成に対応 (3) 訪問看護のＰＲに活用するため訪問看護エピソード集、「こんにちは訪問看護です」のクリアファイル、DVD・小冊子、訪問看護 PR ポスター販売・配布 (4) 訪問看護ステーションの開設支援として販売 (5) 20 周年記念誌「訪問看護のあゆみ」の活用（2015 年度の継続事業として実施）
3) 訪問看護等在宅ケア関連職種間の連携促進事業 (1) 「訪問看護サミット 2016」の開催、関連企業の展示 (2) 看護フェア、ホスピタルショウ等への出展 (3) 一般社団法人日本訪問看護認定看護師協議会事務局運営 (4) 療養通所介護推進事業 ・療養通所介護推進委員会の設置及び活動 ◎ ・療養通所介護の現地見学・交流会の開催（再掲） (5) 訪問看護推進連携会議（日本看護協会、日本訪問看護財団、全国訪問看護事業協会）への参画 (6) 看護系学会等社会保険連合に参画 (7) その他関連学会、団体等との連携	(1) 訪問看護サミット 2016 ※開催までの PR ※サミット実行委員会の設置 (2) 訪問看護の PR (3) 事務局運営及び財団ホームページ更新 (4) 研修会企画、療養通所介護通信の発行、療養通所介護ブログ等の充実 ※北海道北見市で研修会として実施 (5) (6) (7) 他団体開催の会議、イベント、研修等の協力
4) 東日本大震災被災地支援事業	※宮城県名取市における健康支援事業の実施 ※平成 28 年度名取市委託事業（予定） ※本財団の名取事務所設置による活動
5) 事業の開発、情報提供及び行政への政策提言のための相談支援事業への関与（障害者総合支援法）	※愛媛県松山市の相談支援センターに職員を出向させて行う「一般相談支援」を実施 ※医療ニーズを伴う障害児・者、難病、精神科疾患等の相談支援に関する情報提供 ※今後の当該事業の在り方を検討
6) 会員に関すること (1) 会員募集の拡大 (2) 会員サービスの充実（訪問看護等の利用法の紹介等） (3) 会員活動支援	※法人会員、特別団体会員加入の促進 ※医療機関の看護師、看護系大学関係者、医療・介護関連職種、市民等看護職以外の職種の会員加入の拡大 ※組織強化の検討

7) 訪問看護・在宅ケアに従事する者の福利厚生に関する事業	※あんしん総合保険制度の普及と活用の広報
8) 寄付金に関すること 通常の寄付金募集	※公益財団法人である本財団への寄付金は税金控除の対象
9) 会議の開催 (1) 理事会・評議員会 (2) 在宅看護専門委員会 (3) 療養通所介護推進委員会 ◎ (4) 「(仮称) 訪問看護人材育成教育カリキュラムに関する検討会」の設置	(1) 理事会 2 回／年、評議員会 1 回／年の開催 (2) 委員 6 名 (年間 2 回) ※財団外部・内部の訪問看護ステーション管理者、教育関係者等で構成し、財団事業、政策提言等を検討 (3) 委員 5 名 (年間 2 回) ※療養通所介護事業実施者等 ※療養通所介護の実態把握、活動支援に関すること等 (4) 訪問看護研修カリキュラム (240 時間) の見直しを行うため検討委員会を設置する ※有識者を集めた検討委員会を 4 回程度開催 ※訪問看護研修ステップ 1、ステップ 2 (日本看護協会が 2004 年に作成) をスクラップ&ビルトし、訪問看護人材育成研修カリキュラムを構築する。新カリキュラムをもとに、e ラーニングを改訂する (平成 29 年度)。 ※各都道府県看護協会への周知、日本看護協会出版会の研修テキストの改訂等に反映していただく (平成 29 年度)。
10) その他 必要な事業	・ ホームページのリニューアル ・ マイナンバー制度の適確な運営 ・ その他必要なこと